

32・6 名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学教員の科学者としての行動規範

制 定 平成 19 年 1 月 1 日

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

名古屋経済大学大学院及び名古屋経済大学（以下「本学」という。）は、それぞれの目的及び社会的使命を達成し、科学がすべての学術分野において健全に発達・発展することによってより豊かな人間社会の実現に寄与するため、本学教員（以下「教員」という。）の誠実で自律的な行動を促し、科学者として社会に対する説明責任を果たし、その行動を自ら厳正に律するための行動規範を確立する。

1 （科学者の責任）

教員は、科学者として、自らの専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに社会の安全と安寧、人類の健康と福祉及び環境の保全に対する責任を有することを自覚する。

2 （自己の研鑽）

教員は、科学者として、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、研究によって生み出される知の正確性・正当性を科学的かつ客観的に示すように、常に最善の判断をし、行動する。

3 （研究活動）

教員は、この行動規範に基づいて誠実に行動し、科学者として自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等において、研究・調査データの記録保存及び厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行わないのみならず、不正行為がおきないように研究環境の整備に努める。

4 （法令の遵守）

教員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令及び関係規則を遵守する。

附 則

この行動規範は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この行動規範は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。